

教育規程 第2章 加盟登録

条文番号	現行	条文番号	訂正案	備考
会員の種別 2-24	会員の種別は、定款第15条第5項から同条第7項に定めるものとする。 ② 前項の規定にかかわらず、会員相互の連携に資するサークル会員の種別を設ける。	会員の種別 2-24	会員の種別は、定款第15条第1項第5号から第7号に定めるものとする。 ② 前項の規定にかかわらず、会員相互の連携に資するサークル会員の種別を設ける。	項と号の間違いを訂正

【参考】定款

条文番号	条文			
会員の種別 第15条	<p>この法人の目的に賛同し、加入する個人又は団体を会員とすることができる。会員の種別は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ボーイスカウト教育を実施する団、又はその都道府県ごとの連合体（以下「都道府県連盟」という。）を通じ、あるいは直接この法人に加盟登録する「スカウト」（以下、1号会員「スカウト」という。）</p> <p>(2) ボーイスカウト教育を担う団、都道府県連盟、またはこの法人から役務を委嘱され、所定の訓練・講習を受け加盟登録する「指導者」（以下、1号会員「指導者A」という。）</p> <p>(3) ボーイスカウト教育を担う団、都道府県連盟、またはこの法人から役務の委嘱を受けて加盟登録する前項以外の「指導者」及びそれに準じる者（以下、1号会員「指導者B」という。）</p> <p>(4) ボーイスカウト教育を実施する隊、団または都道府県連盟（以下、1号会員「団体」という。）</p> <p>(5) 「スカウト」の保護者などこの法人の目的に賛同する者（以下、2号会員「サポーター」という。）</p> <p>(6) かつて加盟登録があった者（以下、2号会員「OB・OG」という。）</p> <p>(7) 土地や資材等の無償提供・貸与によって、ボーイスカウト運動を実施する団、都道府県連盟、またはこの法人の運営に協力する企業や団体、個人（以下、2号会員「スポンサー」という。）</p> <p>(8) この法人の目的に賛同し、財政維持のため所定の維持会費を納める者。（以下、3号会員「維持会員」という。）</p> <p>2 前項1号から4号に定める「1号会員」についてはこの法人の維持経費及び事業執行経費に充てるため、所定額の「登録料」を納入するものとする。この所定額については理事会の決議を経て評議員会が定める。</p> <p>3 1項5号から7号に定める「2号会員」については会費を徴収しない。</p> <p>4 所定額以上の「寄付」を行った者や、災害等により経済的に困窮している者等、理事会が特に認めた者に対して、2項の登録料の一部または全部を減免することができる。</p> <p>5 既納の登録料、維持会費は、これを返還しない。</p>			

